

自転車指導啓発重点地区（久留米警察署）

令和6年4月

【重点地区】

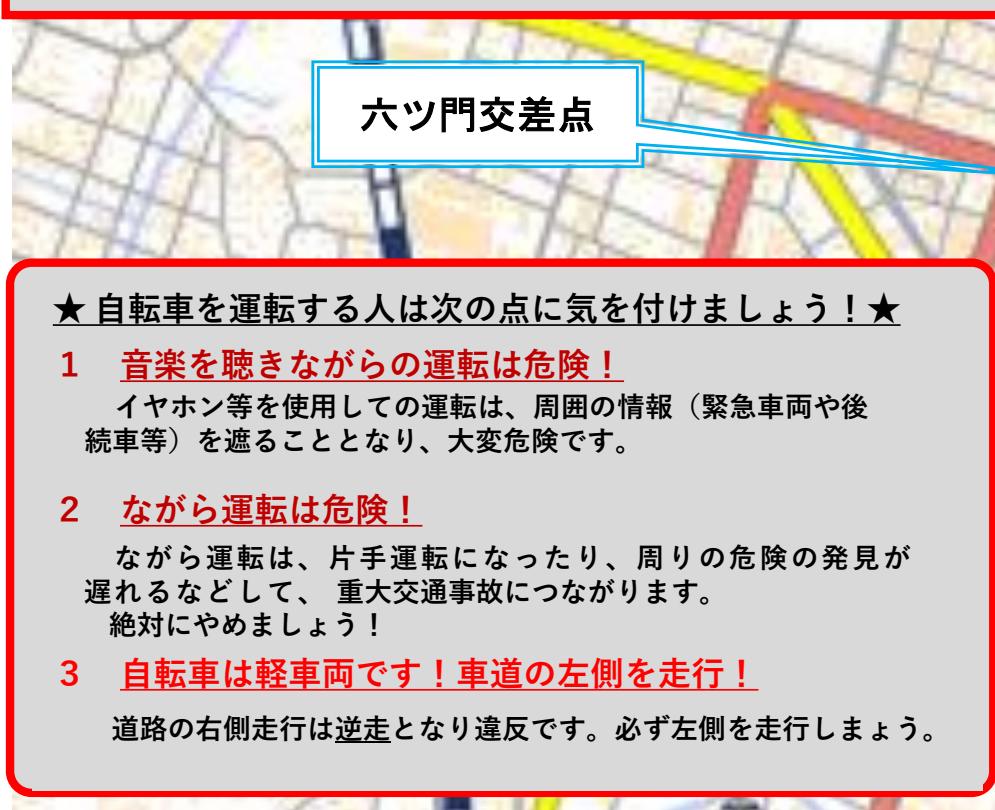
西鉄久留米駅地区

通町、通東町、日吉町、東町、大手町、篠原町

東和町、天神町、諏訪野町

➤ 選定理由

- ・ 西鉄久留米駅周辺には商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等における自転車利用者の並進や、歩道通行が多々見受けられる
- ・ 自転車関連事故の増加が懸念される（R3.1～R5.12合計：71件）
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 音楽を聴きながらの運転は危険！

イヤホン等を使用しての運転は、周囲の情報（緊急車両や後続車等）を遮ることとなり、大変危険です。

2 ながら運転は危険！

ながら運転は、片手運転になつたり、周りの危険の発見が遅れるなどして、重大交通事故につながります。
絶対にやめましょう！

3 自転車は軽車両です！車道の左側を走行！

道路の右側走行は逆走となり違反です。必ず左側を走行しましょう。



自転車指導啓発重点路線（久留米警察署）

令和6年4月



①～③路線の自転車利用者に多い違反形態

- ・ 信号無視
- ・ 指定場所一時不停止等
- ・ 整備不良(制動装置等)

① 国道3号

諏訪野町3丁目交差点～

諏訪野町1丁田交差点

【選定理由】西鉄久留米駅につながる主要道路であり、通勤・通学時間帯は自転車の利用者が多いほか、流通のトラック等、交通量も多く、重大交通事故の発生が懸念される。
(令和3年1月～令和5年12月 14件)

② 都市計画道路東合川野伏間線

(通称：上津バイパス)

野伏間交差点～高速道入口交差点

【選定理由】小・中・高校が混在する主要幹線道路であり、自転車の利用者、交通量とともに多くの交通事故の増加が懸念される。
(令和3年1月～令和5年12月 33件)

③ 国道210号

東櫛原交差点～下弓削川橋交差点

【選定理由】商業施設や公共施設が建ち並ぶ主要幹線道路であり、施設等を利用する自転車の利用者が多く、交通事故の増加が懸念される。
(令和3年1月～令和5年12月 18件)

◎自転車を運転する時の注意点◎

1 自転車は、車道が原則！歩道は例外！

自転車は「車両」であることを念頭に、**車道の左側端に寄って通行**しましょう。

歩道は原則として通行できませんが、標識で歩道を通行することが認められている場合などは、歩道を通行することができます。

歩道は歩行者が優先です。歩道通行時は、車道寄りを**いつでも止まることのできる速度**で進行しましょう。



2 信号を守る！

信号無視は重大な事故の原因となります。絶対にやめましょう。

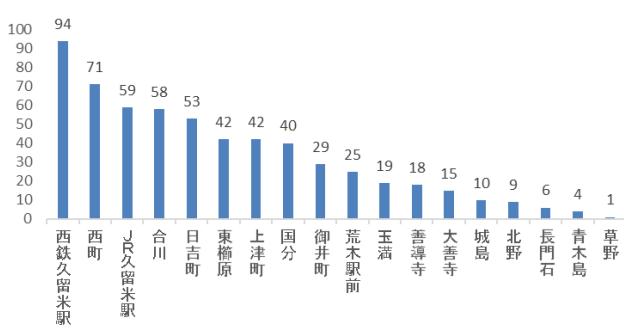
運転する際は、「心にゆとりのある運転」を心がけましょう！

3 周囲の確認「右よし、左よし、後方よし！」

自転車の発進、進路変更の時は、左右の確認だけでなく、**後方の確認**も行いましょう。

自転車が関係する交通事故の発生状況 (R3. 1～R5. 12)

重点路線	久留米署管内	①	②	③
自転車関連事故	595 件	14 件	33 件	18 件



左のグラフは、久留米署管内の交番別、自転車関連事故の発生状況です。

学校、駅を管轄している交番が、自転車関連事故の発生件数が多い傾向にあります。

通勤・通学時は、**安全運転**を心がけましょう！